

令和5年 第6回

三種町選挙管理委員会議案

令和5年9月1日提出

日	時	令和5年9月1日（金）
		午前9時00分
場	所	三種町役場 第1会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第 1 7 号 専決処分した事項の報告について（選挙立会人の選任）
 - 議案第 4 5 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 4 6 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1 8 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 1 9 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 2 0 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 協議第 5 号 三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴う協議について
- 4 その他

報告第 1 7 号

専決処分した事項の報告について（選挙立会人の選任）

令和 5 年 9 月 3 日執行三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙立会人を公職選挙法第 7 6 条の規定に基づき準用する 6 2 条第 2 項の規定に基づき次のとおり選任した。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙

候補者名	選挙立会人氏名	住 所	生年月日	所属政党
金子 純一	(省略)	(省略)	(省略)	無所属
赤川 秀悦	(省略)	(省略)	(省略)	無所属
北林 正一	(省略)	(省略)	(省略)	無所属

2 専決処分した日

令和 5 年 8 月 3 1 日

議案第 4 5 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年 9 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 5 年 9 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 7 年 6 月 3 日から平成 1 7 年 9 月 2 日まで
男 1 5 人 女 1 4 人 小計 2 9 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 5 年 6 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 5 年 3 月 2 日から令和 5 年 6 月 1 日まで
男 2 9 人 女 2 7 人 小計 5 6 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 4 4 人 女 4 1 人 合計 8 5 人 |

議案第 4 6 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、令和 5 年 9 月 1 日現在において別紙の者を
選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 8 月 3 1 日まで
男 3 3 人 女 4 9 人 小計 8 2 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 5 年 4 月 3 0 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日まで
男 5 3 人 女 5 9 人 小計 1 1 2 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 8 6 人 女 1 0 8 人 合計 1 9 4 人 |

報告第 18 号

登録の移替えをした者について

令和 5 年 9 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 8 月 7 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	12人	女	14人	合計	26人
---	-----	---	-----	----	-----

報告第 19 号

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 268 である。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第 74 条第 1 項 条例の改廃請求

第 75 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 2 0 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 4 5 7 である。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

協議第 5 号

三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴う協議について

三種町議会議員政治倫理条例等の改正に伴い、三種町議会より別紙のとおり要請があったため協議する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

【今後の日程について】

9 月 3 日（日） 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙

※立候補者 6 名、定数と同数のため無投票（別紙資料）

選挙会 午前 1 0 時 すいらんの館（委員長のみ）